

令和5年(2023年)8月2日
午後1時～午後2時
於：高層棟4階 特別会議室
市民部 市民課

令和5年度 第4回政策会議 市民サービスコーナーの廃止

市民サービスコーナー見直し計画(平成29年度(2017年度)策定)で定めた市民サービスコーナーの廃止の判断の基準を満たしていることから、各サービスコーナーを廃止するものです。

1 市民サービスコーナーの概要

(1) 設置目的

市民サービスコーナー(以下「SC」という。)は、本庁及び出張所を補完する目的で市内5か所(江坂、北千里、さんくす、原、岸部)に開設しています。

(2) 開所日数及び時間(令和5年(2023年)4月1日現在)

名称	開所日数	開所時間
江坂	3日(月・水・金)	午前9時から午後5時まで
北千里	2日(月・金)	
さんくす	2日(火・木)	
原	1日(火)	
岸部	1日(木)	

2 経過

(1) 市民サービスコーナー見直し計画の策定

平成28年(2016年)1月からマイナンバーカードによるコンビニでの証明書交付(以下「コンビニ交付」という。)を開始したことにより、より身近な場所での証明書交付が可能となったため、平成29年(2017年)12月からパブリックコメントを実施した上で、平成30年(2018年)1月に「市民サービスコーナー見直し計画」を策定しました。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止による経過措置

令和2年度(2020年度)に市民サービスコーナー見直し計画における廃止の判断の基準を満たしましたが、SC廃止によって市役所本庁舎の市民課及び各出張所の混雑が想定されたため、感染症拡大防止の観点から、経過措置としてSCの開所日を縮小して継続してきました。

3 廃止理由

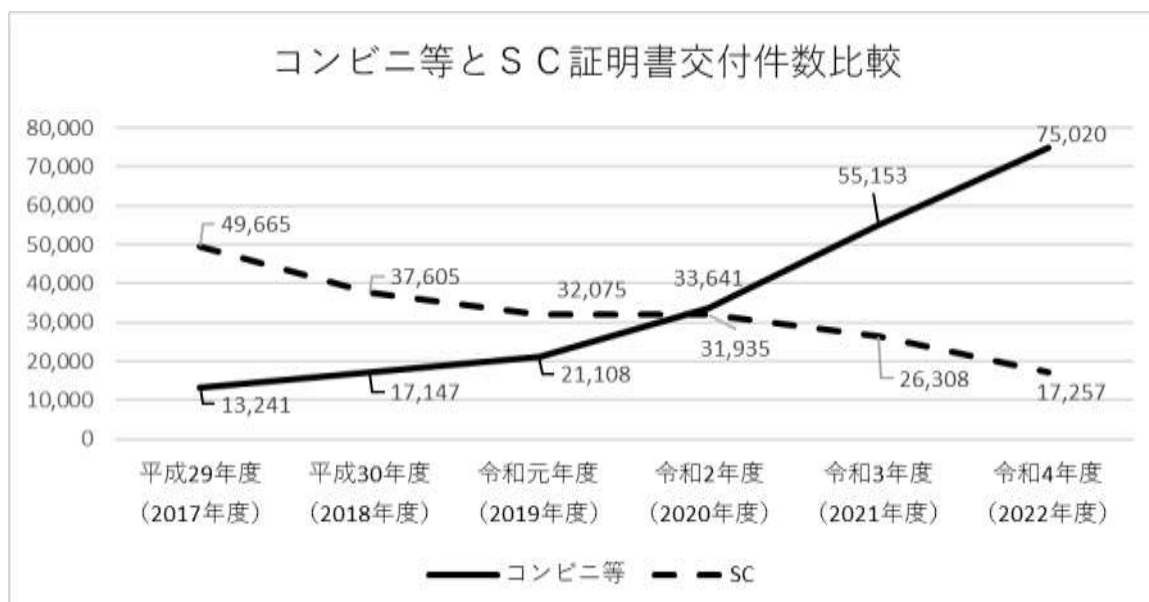
(1) コンビニ交付件数の増加

マイナンバーカードの普及により、コンビニ交付件数がSC交付件数を大幅に上回っており、コンビニ交付の利用がSCと比べ、一般的になったと判断したため。
(本市のマイナンバーカード保有率:68.5%(令和5年6月末現在))

(7) SCとコンビニ等比較

	SC	コンビニ等
取得可能証明書	住民票の写し 印鑑登録証明書	住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍全部(個人)事項証明書 課税所得証明書
証明書取得可能日	平日のみ (年末年始除く)	住民票の写し、印鑑登録証明書、課税所得証明書 ⇒平日、土日祝 (年末年始及びシステムメンテナンス日除く) 戸籍全部(個人)事項証明書 ⇒平日のみ (年末年始及びシステムメンテナンス日除く)
証明書取得可能時間	午前9時～ 午後5時	住民票の写し、印鑑登録証明書、課税所得証明書 ⇒午前6時30分～午後11時 戸籍全部(個人)事項証明書 ⇒午前9時～午後5時30分
設置箇所数	市内5か所	市内約120か所(約3.3か所/k㎡) (参考:全国約54,900か所)

(1) 交付件数(住民票の写しと印鑑登録証明書の合計)推移(平成29年度以降)



(2) 新型コロナウイルス感染症の対応の変更

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更され、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針が廃止されたため。

4 廃止の時期
令和5年12月末

5 今後のスケジュール
令和5年10月 市報及び市ホームページで市民へ周知
令和5年12月末 各SC廃止
令和6年1月から3月まで 廃止後の処理

6 他市状況

市	コンビニ等交付		SC等		
		開始時期		廃止時期等	参考
吹田市	○	H28.1.25	○	継続	5か所設置
豊中市	○	H25.4.1	×	H25.12末	5か所廃止
高槻市	○	H28.12.1	×	H29.9末	9か所廃止
茨木市	○	H25.10.1	×	なし	
箕面市	○	H29.1.4	○	R7.3末 廃止予定	8か所設置
池田市	○	H29.2.9	×	H29.3末	1か所廃止
摂津市	○	H28.2.1	×	H29.3末	5か所廃止